

## 変更届出(役員が住所を変更した場合)

### 【必要書類等】

書 類 名	備 考
変更届出書 (別記様式第6号その1(ア))	記載要領は次頁以降の記載例参照
新役員にかかる「住民票の写し」	住所地を管轄する市区町村が発行した原本 (コピー機で複写したものは不可) 本籍(外国人は国籍)記載のものに限る

### 【届出期限】

変更があった日から14日以内

### 【届出先】

営業所を管轄する警察署(主たる・その他を問わない)

### 【手数料】

なし

別記様式第6号その1(ア)(第5条関係)

資料区分	21	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	( ) 署	書換交付日	5. 令和	年	月	日

**変更届出書**  
~~書換申請書~~

古物営業法第7条第2項の規定により変更の届出をします。  
~~古物営業法第7条第5項の規定により許可証の書換えを申請します。~~

長崎県公安委員会 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

届出(申請)者の氏名又は名称及び住所  
長崎市松が枝町〇番〇号  
株式会社アンティーク  
(代表 長崎 太郎)

許可の種類	(1)古物商 2.古物市場主
許可証番号	0:0:0:0:0:0:0:0:0:0:0:0:0:0:0
許可年月日	3.昭和 4.平成 5.令和 2:0年 1:1月 0:1日
氏名又は名称	(フリガナ) アンティーク (漢字) 株式会社アンティーク

**変更・書換事項**

変更年月日	3.昭和 4.平成 5.令和 年 月 日
氏名又は名称	(フリガナ) (漢字)
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人
住所又は居所	都道府県 市区町村 電話 ( ) 番 (内線 ) 本(国)籍 ( )
行商をする者であるかどうかの別	1.する 2.しない
主として取り扱う古物の区分	01美術品類 02衣類 03時計・宝飾品類 04自動車 05自動二輪車・原付 06自転車類 07写真機類 08事務機器類 09機械工具類 10道具類 11皮革・ゴム製品類 12書籍 13金券類 (いずれか1つに〇を付けること)

変更区分	1.削除：従前の代表者等を削除(旧欄のみ記載) 2.追加：新たに代表者等を追加(新欄のみ記載) ③変更：旧欄に記した人の届出事項を変更(新欄・旧欄ともに記載) 4.交替：従前の代表者等が退任するとともに、新たに代表者等が就任(新欄・旧欄ともに記載)	
変更年月日	3.昭和 4.平成 ⑤令和 0:3年 0:4月 0:1日	
代表者等	種別	1.代表者 ②役員 3.法定代理人
	氏名	(フリガナ) ナカハチキ シノブ (漢字) 長崎 次郎
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 ③ 4 5 0:0:3:0 1:1 0:1
	住所	長崎 都道府県 佐世保 市区町村 浅子町〇番地〇 電話 (0000) 00 - 0000 番 (内線 ) 本(国)籍 ( )

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を〇で囲むこと。